令和４年９月６日

第３回廿日市市議会議案説明書

（第３回定例会）

廿　日　市　市

第３回廿日市市議会議案説明書目次

報告第２０号　専決処分事項の報告について　……１
報告第２２号　専決処分事項の報告について　……３
報告第２３号　専決処分事項の報告について　……５
議案第６３号　廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理条例　……７
議案第６４号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例　……１５
議案第６５号　廿日市市下水道条例等の一部を改正する条例　……１９
議案第６６号　廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例　……２１
議案第６７号　廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例の一部を改正する条例　……２３
議案第６８号　廿日市市手数料条例の一部を改正する条例　……２５
議案第６９号　はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例　……２７
議案第７５号　公の施設の指定管理者の指定について　……３１
議案第７６号　工事請負契約の変更について　……３３
議案第７７号　公の施設の指定管理者の指定について　……３５
議案第７８号　公の施設の指定管理者の指定について　……３７
議案第７９号　工事請負契約の締結について　……３９
議案第８０号　広島県水道広域連合企業団の設立について　……４１
諮問第　２　号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　……４５

（報告第２０号）

専決処分事項の報告について

（工事請負契約の変更について）

（契　約　課）

１　専決処分した理由

令和３年議案第８０号により契約を締結することについて議決を得た吉和支所複合施設新築工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したものである。

２　専決処分の内容

現請負金額	変更請負金額	増加額
767,580,000円	775,155,700円	7,575,700円

３　専決処分年月日

令和４年８月１７日

４　根拠法令

(1)　地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2)　市長の専決処分事項

第３号　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第６号）第２条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の１００分の５を超えない変更契約を締結すること。

至めがひらｽｷｰ場
市道　市垣内細井原線
吉和福祉センター
公用車車庫
N
複合施設
公衆便所
至安芸太田町
国道186号線
中国自動車道
吉和I.C
至もみのき森林公園
国道488号線

配置図

0m　50m

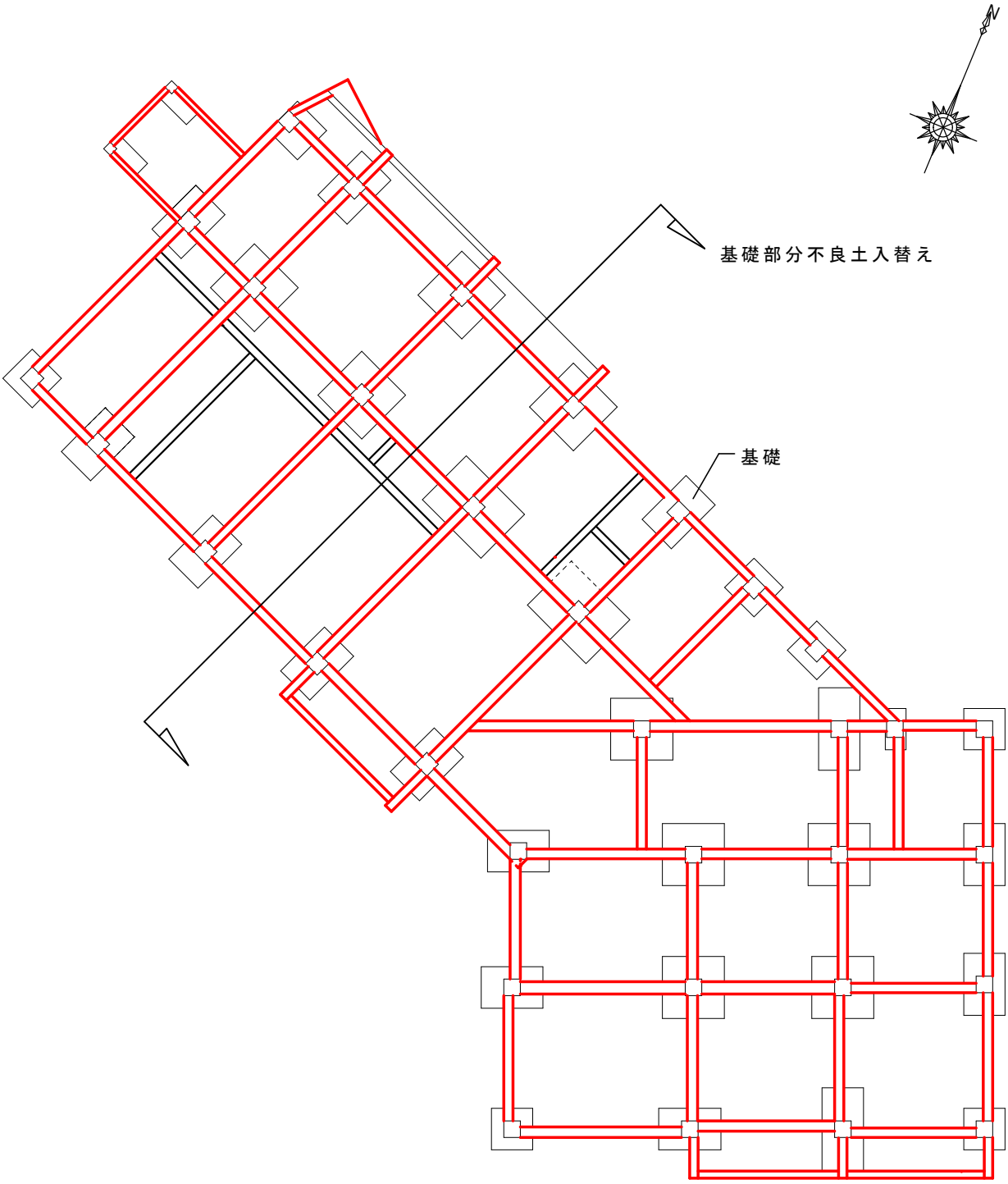

基礎伏図

0m　10m

（報告第２２号）

専決処分事項の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

（施 設 整 備 課）

１　専決処分した理由

令和４年６月１４日施設整備課の職員が、設計に係る現地調査業務のため、公用車を運転して廿日市市大野地内の県道栗谷大野線を進行中、対向車と離合しようと公用車を左側に寄せて徐行していた際、停止していた対向車の小型乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したものである。

２　専決処分の内容

損害賠償額　１３６，１９１円

３　専決処分年月日

令和４年７月５日

４　根拠法令

(1)　地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2)　市長の専決処分事項

第４号　１件５０万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を

決定すること。

5　参照法令

国家賠償法

第１条　国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

（報告第２３号）

専決処分事項の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

（農業委員会事務局）

１　専決処分した理由

令和４年５月２日農業委員会事務局の職員が、廿日市市地御前四丁目の市民農園での農地清掃業務終了後、同農園内の駐車場に駐車していた公用車に乗車する際、閉めようとしたドアが強風にあおられ、隣に駐車してあった小型乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したものである。

２　専決処分の内容

損害賠償額　１１０，８００円

３　専決処分年月日

令和４年８月１日

４　根拠法令

報告第２２号説明書に同じ。

５　参照法令

報告第２２号説明書に同じ。

（議案第６３号）

廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理条例

（公共施設マネジメント課）

１　制定の理由

市民の様々な活動と交流の拠点として、子供から高齢者までの全ての世代を対象に、ライフスタイルに応じた支援、応援を行い、子育て環境の向上、生涯学習の振興、スポーツの推進及び福祉の増進を図るため、廿日市市多世代活動交流センターを設置する。

２　条例の内容

(1)　廿日市市多世代活動交流センターの名称及び位置

ア　名称　廿日市市多世代活動交流センター

イ　位置　廿日市市大野１３２８番地

(2)　施設　図書館及び次に掲げる機能を有する施設をもって構成する。

ア　子育てリビング機能　乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、適切な遊びの場及び生活の場を提供し、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とした機能をいう。

イ　市民センター機能　教育、芸術及び文化に関する多様な需要を踏まえた学習機会の提供及びその奨励を行い、生涯学習の振興を図るとともに、多様な活動を通じた交流機会を提供し、地域の活力を創出し、まちづくりの振興を図ることを目的とした機能をいう。

ウ　体育館機能　スポーツ活動を通じて、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進を図るとともに、全ての世代の交流を促進することを目的とした機能をいう。

(3)　図書館の設置及び管理については、はつかいち市民図書館設置及び管理条例（以下「図書館条例」という。）の定めるところによる。

(4)　事業　図書館条例に定めるもののほか、次に掲げる事業を行う。

ア　子育て家庭の親子、児童、生徒その他活動交流センターの利用者が相互に関わる交流の創出に関すること。

イ　児童福祉法第６条の３第６項の地域子育て支援拠点事業として実施する地域子育て支援センター事業に関すること。

ウ　ア、イのほか、子育て支援に関する事業に関すること。

エ　生涯学習の推進に関すること。

オ　まちづくり活動の支援に関すること。

カ　スポーツの推進に関すること。

キ　スポーツの指導並びに企画及び立案し、その事業の実施に関すること。

ク　地域のにぎわい及び活力の創出に関すること。

ケ　アからクまでに掲げるもののほか、廿日市市多世代活動交流センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(5)　指定管理者による管理等

ア　廿日市市多世代活動交流センター（図書館を除く。）の管理は、指定管理者に行わせる。

イ　廿日市市多世代活動交流センター（以下「活動交流センター」という。）を利用するものが納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

(6)　開館時間及び開場時間

活動交流センター　午前９時から午後９時３０分まで

テニスコート　４月から１０月まで　午前９時から午後７時まで

１１月から３月まで　午前９時から午後５時まで

(7)　休館日

１２月２９日から翌年の１月３日まで

(8)　施設等の利用料金

利用料金の額は、次の表に定める利用料金の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

ア　個人で利用する場合

区　分	利用料金の範囲（１回当たり）	
	小人	大人
アリーナ	８０円から １４０円まで	１７０円から ２９０円まで
多目的フロア	８０円から １４０円まで	１７０円から ２９０円まで
トレーニング室	１９０円から ３５０円まで	３８０円から ７１０円まで

イ　専用して利用する場合

区　分		利用料金の範囲（１時間当たり）	
		小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合
アリーナ		１，４３０円から ２，６６０円まで	２，８７０円から ５，３３０円まで
多目的フロア		２８０円から ５３０円まで	５８０円から １，０７０円まで
研修室１		１２０円から３２０円まで	
研修室２		５０円から１３０円まで	
研修室３		８０円から２２０円まで	
会議室１		３０円から９０円まで	
会議室２		７０円から１８０円まで	
会議室３		６０円から１６０円まで	
調理実習室		１３０円から３３０円まで	
音楽室		１００円から２６０円まで	
工作室		１００円から２７０円まで	
和室		８０円から２２０円まで	
屋内多目的スペース	市民交流スペース	１２０円から３２０円まで	
	ロビーホール	１００円から２６０円まで	

屋外多目的スペース	ナカニワ（中庭）	７０円から１２０円まで
	イベント広場	１００平方メートル当たり ２０円から４０円まで
	芝生広場	
	遊びの庭	
	散歩の庭	
	屋上広場	

ウ　附属設備を利用する場合

区　分		利用料金の範囲（１式１日１回当たり）
放送設備	アリーナ	１，９６０円から３，６４０円まで
	多目的フロア	６７０円から１，２６０円まで

エ　テニスコートを利用する場合

区　分	利用料金の範囲（１コート１時間当たり）	
	小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合
テニスコート	１５０円から ２７０円まで	３００円から ５５０円まで

オ　定期利用券

区　分		利用料金の範囲	
		小人	大人
トレーニング室	１か月間	１，５４０円から ２，８６０円まで	３，０８０円から ５，７２０円まで
	３か月間	４，６２０円から ８，５８０円まで	９，２４０円から １７，１６０円まで

カ　回数券

区　分		利用料金の範囲	
		小人	大人
トレーニン	１１回券	１，９００円から	３，８００円から

グ室		３，５００円まで	７，１００円まで

(9)　指定管理者の候補者の選定

市長は、指定管理者の指定に係る申請書が提出されたときは、市長が定める基準によって申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定するものとする。

(10) 指定管理者の候補者に係る選定の特例

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第２条第２項の特定事業により公の施設を整備し、その施設の維持管理及び運営を包括的に民間事業者に行わせる事業方式その他公の施設の設計、建設、維持管理及び運営を一括して包括的に民間事業者に行わせる事業方式であって、市長が定める基準を満たすものとして選定された民間事業者を指定管理者の候補者とするときは、指定管理者の申請に関する手続によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

(11) 指定管理者の指定

(9)又は(10)により選定した指定管理者の候補者を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(12) 指定管理者が行う業務

ア　(4)に掲げる事業に関する業務

イ　活動交流センターの利用の許可に関する業務

ウ　利用料金の徴収に関する業務

エ　活動交流センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

オ　活動交流センターの設置の目的を効果的に達成するために必要な業務

カ　活動交流センターの運営に関して市長が必要と認める業務

(13) 関係条例の改正

ア　廿日市市大野体育館等設置及び管理条例を廃止する。

イ　廿日市市市民センター条例の一部を改正し、大野市民センターの項を削る。

ウ　廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例の一部を改正し、附則の改正規定の一部を改正する。

３　施行期日等

(1)　施行期日

令和５年３月１日。ただし、２(13)ウ及び３(2)については、公布の日

(2)　準備行為

利用の許可及び指定管理者の指定並びにこれらに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができるものとする。

４　根拠法令

地方自治法

第２２５条　普通地方公共団体は、第２３８条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第２２８条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第２４４条の２　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④　前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

⑧　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」とい

う。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

⑨　前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

（議案第６４号）

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（人　事　課）

１　改正の理由

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を目的に、育児休業の取得回数制限の緩和並びに非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び取得の柔軟化に関する措置等を講じようとするものである。

２　改正の内容

(1)　育児休業の取得回数制限の緩和に関する措置

ア　再度の育児休業の取得の要件である特別の事情に関し、育児休業等計画書による申出を廃止する。

イ　再度の育児休業の取得の要件である特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員については、任期の更新等があった場合を追加する。

(2)　非常勤職員が子の出生後８週間以内に育児休業を取得する場合について、非常勤職員の任期に関する取得要件を次のとおり緩和する。

現　行	改　正　案
子が１歳６か月に達する日まで任期があること。	子の出生日から８週間と６月を経過する日まで任期があること。

(3)　非常勤職員の子が１歳以降の期間における育児休業の取得の柔軟化

ア　子が１歳以上２歳未満の期間の途中での夫婦交替での育児休業の取得を可能とする。

イ　子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合は、育児休業の取得要件を確認しないこととする。

(4)　その他必要な規定の整理を行う。

３　施行期日

令和４年１０月１日

４　根拠法令

(1)　地方公務員の育児休業等に関する法律

第２条　職員（第１８条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第６条第１項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が３歳に達する日（非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、１歳に達する日から１歳６か月に達する日までの間で条例で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、２歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。（以下略）

第１９条　任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第３７条第１項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあっては、３歳）に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この

条において「部分休業」という。）を承認することができる。

(2)　地方公務員法

第２４条

⑤　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

（議案第６５号）

廿日市市下水道条例等の一部を改正する条例

（下水道経営課）

1　提案の要旨

令和４年３月に策定した廿日市市下水道事業経営戦略に基づき、計画的かつ合理的な経営を行い、将来にわたり公営企業として事業を健全に安定的に継続していくことを目的に、公共下水道使用料、小規模下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の額を次のとおり改定しようとするものである。

区　分	現行（１月につき）		改正案（１月につき）	
基　本 料　金	10 立方メートルまで	1,100 円	10 立方メートルまで	1,177 円
超過料金（一立方メートルにつき）	10 立方メートルを超え 15 立方メートルまで	148円 50銭	10 立方メートルを超え 15 立方メートルまで	158円 40銭
	15 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	170円 50銭	15 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	182円 60銭
	20 立方メートルを超え 25 立方メートルまで	192円 50銭	20 立方メートルを超え 25 立方メートルまで	205円 70銭
	25 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	214円 50銭	25 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	229円 90銭
	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	225円 50銭	30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	240円 90銭
	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	231円	50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	247円 50銭
	100 立方メートルを超 えるもの	236円 50銭	100 立方メートルを超 えるもの	253円

２　施行期日

令和５年２月１日

３　根拠法令

下水道法

第２０条　公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

（議案第６６号）

廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を
改正する条例

（下水道経営課）

１　提案の要旨

大野処理区の受益者負担金について、新たに大野処理区第４負担区及び負担金の額を設定しようとするものである。

負担区	負担金の額（１平方メートル当たり）
大野処理区第４負担区	５６８円

２　施行期日

令和５年４月１日

３　根拠法令

都市計画法

第７５条　国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

②　前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

大野処理区　負担区図

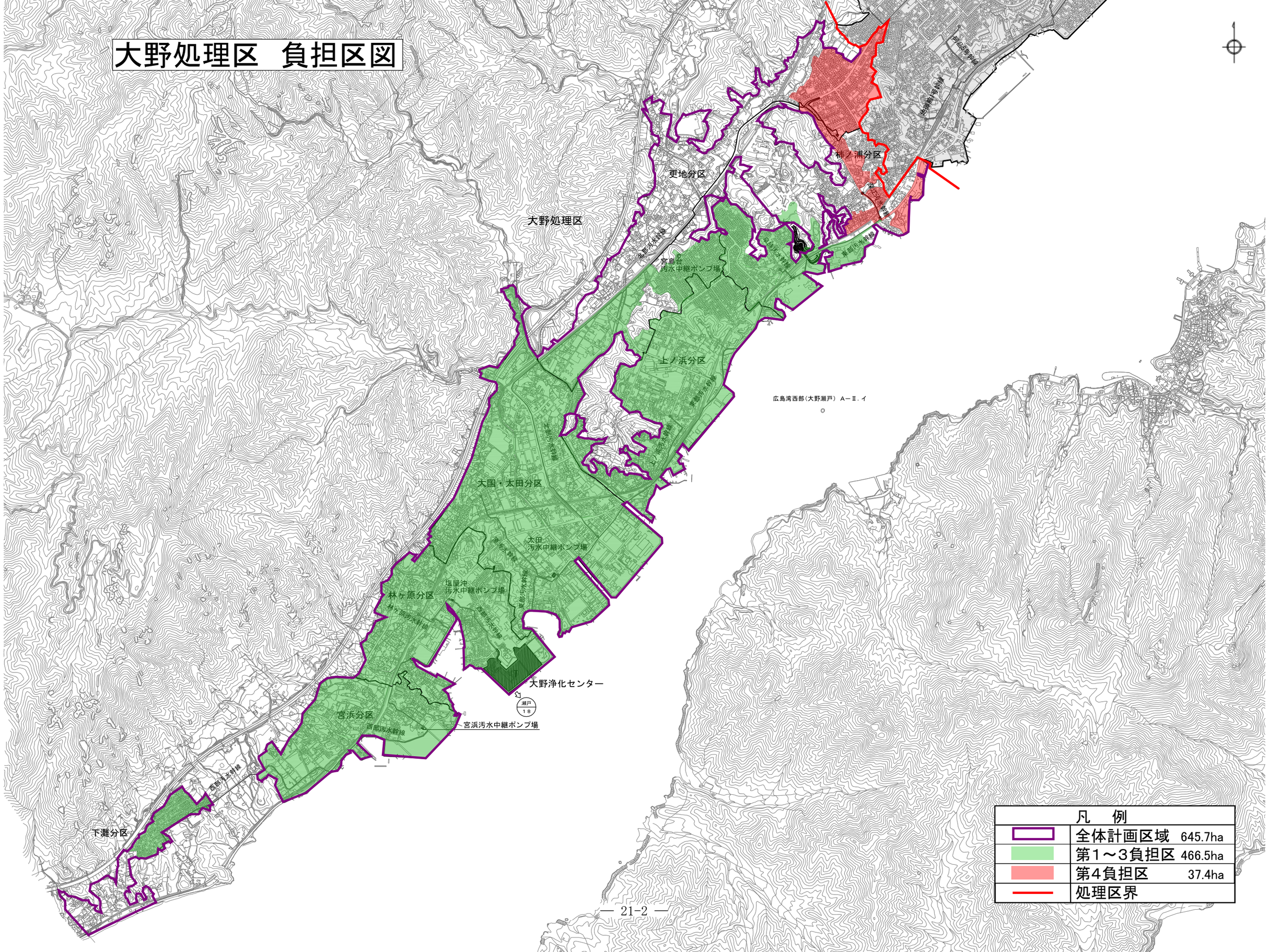
大野処理区
更地分区
柿ノ浦分区
宮島台
汚水中継ポンプ場
上ノ浜分区
大国・太田分区
太田
汚水中継ポンプ場
林ケ原分区
塩屋沖
汚水中継ポンプ場
大野浄化センター
宮浜分区
宮浜汚水中継ポンプ場
下瀬分区
広島湾西部（大野瀬戸）　A－Ⅱ．イ
凡　例
全体計画区域　645.7ha
第1～3負担区　466.5ha
第4負担区　37.4ha
処理区界

（議案第６７号）

廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例の一部を改正する条例

（下水道経営課）

１　提案の要旨

大野処理区の受益者負担金の新たな負担区及び負担金の額の設定に併せて大野処理区の区域外流入に係る受益者分担金の額を次のとおり改定しようとするものである。

処理区	現行 （１平方メートル当たり）	改正案 （１平方メートル当たり）
大野処理区	３７１円	５６８円 ただし、第１負担区、第２負担区、第３負担区は３７１円

２　施行期日

令和５年４月１日

３　根拠法令

地方自治法

第２２４条　普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

（議案第６８号）

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

（住 宅 政 策 課）

1　改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、建築行為を伴わない既存住宅を長期優良住宅として認定する制度が創設されたことに伴い、当該認定事務に係る手数料の額を定めようとするものである。

2　改正の内容

(1)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定に係る手数料の額を次のとおり定める。

ア　次の(ｱ)と(ｲ)の手数料を合計した額

(ｱ)　耐震性の基準に係る審査の手数料の額

戸建て住宅　２万 6,000 円

共同住宅等　床面積に応じて２万 6,000 円から 255 万 1,000 円までの範囲内で定める額

(ｲ)　耐震性以外の基準に係る審査の手数料の額

戸建て住宅　４万 7,000 円

共同住宅等　住戸数に応じて４万 7,000 円から 294 万 2,000 円までの範囲内で定める額

イ　住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは確認書の写し又は住宅性能評価書若しくは住宅性能評価書の写しを提出する場合の長期優良住宅維持保全計画の認定に係る手数料の額

戸建て住宅　１万 9,400 円

共同住宅等　住戸数に応じて１万 9,400 円から 58 万 9,000 円までの範囲内で定める額

(2)　認定を受けた長期優良住宅維持保全計画の変更に係る手数料の額は、(1)に定める額の２分の１の額とする。

３　施行期日

令和４年１０月１日

４　根拠法令

地方自治法

第２２７条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第２２８条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

（議案第６９号）

はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

（教育委員会）

１　改正の理由

はつかいち市民大野図書館の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるなどの改正を行おうとするものである。

２　改正の内容

(1)　指定管理者制度の導入に伴い、指定の手続等を次のように定める。

ア　指定管理者の指定の申請（第９条関係）

指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

イ　指定管理者の候補者の選定（第１０条関係）

教育委員会は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる事項等を基準として申請の内容を総合的に審査し、図書館に係る指定管理者の候補者を選定するものとする。

(ｱ)　事業計画書の内容が図書館の利用者の平等な利用を確保できるものであること。

(ｲ)　事業計画書の内容が図書館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(ｳ)　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあるものであること。

(ｴ)　図書館の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。

ウ　指定管理者の候補者に係る選定の特例（第１１条関係）

教育委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第２条第２項の特定事業により公の施設を整備し、その施設の維持管理及び運営を包括的に民間事業者に行わせる事業方式その他公の施設の設計、建設、維持管理及び運営を一括して包括的に民間事業者に行わせる事業方式であって、イに掲げる基準を満たすものとして選定された民間事業者を指定管理者の候補者とするときは、アによる手続によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

エ　指定管理者の指定（第１２条関係）

教育委員会は、イ又はウにより選定した指定管理者の候補者を議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

オ　指定管理者が行う業務（第１３条関係）

指定管理者は、当該事業の実施に関する業務、図書館の施設等の維持管理に関する業務などを行う。

カ　指定管理者の義務等

(ｱ)　事業報告書の作成及び提出（第１４条関係）

指定管理者は、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(ｲ)　業務報告の聴取等（第１５条関係）

教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(ｳ)　指定の取消し等（第１６条関係）

ａ　教育委員会は、指定管理者が(ｱ)又は(ｲ)に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができる。

ｂ　教育委員会は、指定を取り消し、又は業務の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これ

に対して賠償する義務を負わない。

(2)　はつかいち市民大野図書館を新たに整備することに伴い、大研修室１、大研修室２、大研修室３、第１展示室及び第２展示室の利用等に関する規定を廃止する。

(3)　その他必要な規定の整理を行う。

３　施行期日等

(1)　施行期日

令和５年３月１日。ただし、３(2)については、公布の日

(2)　準備行為

教育委員会は、指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

４　根拠法令

地方自治法

第２４４条の２　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④　前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

（議案第７５号）

公の施設の指定管理者の指定について

（公共施設マネジメント課
教　育　委　員　会）

１　提案の要旨

廿日市市多世代活動交流センター及びはつかいち市民大野図書館の指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

(1)　公の施設の名称

廿日市市多世代活動交流センター

はつかいち市民大野図書館

(2)　指定管理者となる団体の名称

廿日市市串戸三丁目１番６号

株式会社　マチノニワいかなづ

代表取締役　田　中　康　平

(3)　指定の期間

議決の日の翌日から

令和２０年２月２８日まで

２　根拠法令

地方自治法

第２４４条の２

⑥　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（議案第７６号）

工事請負契約の変更について

（公共施設マネジメント課）

１　変更の理由

令和２年議案第７５号により契約を締結することについて議決を得た後、令和４年報告第１４号により報告した廿日市市筏津地区公共施設再編事業の請負契約については、物価変動に伴い請負金額を変更する必要が生じたものである。

２　変更の内容

現請負金額	変更請負金額	増加額
4,459,649,000円 （工事請負に係る額）	4,711,497,000円 （工事請負に係る額）	251,848,000円 （工事請負に係る額）

３　根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

（議案第７７号）

公の施設の指定管理者の指定について

（中山間地域振興室）

１　提案の要旨

廿日市市吉和ふれあい交流センターの指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

(1)　公の施設の名称

廿日市市吉和ふれあい交流センター

(2)　指定管理者となる団体の名称

廿日市市吉和７３７番地２

コミュニティよしわ

会長　山　崎　英　治

(3)　指定の期間

令和５年４月１日から

令和８年３月３１日まで

２　根拠法令

議案第７５号説明書に同じ。

（議案第７８号）

公の施設の指定管理者の指定について

（協 働 推 進 課）

１　提案の要旨

市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

(1)　公の施設の名称

市民活動センター

(2)　指定管理者となる団体の名称

広島市南区松川町５番９号

株式会社　オオケン

代表取締役　大　中　幹　夫

(3)　指定の期間

令和５年４月１日から

令和１０年３月３１日まで

２　根拠法令

議案第７５号説明書に同じ。

（議案第７９号）

工事請負契約の締結について

（観　　光　　課）

１　提案の要旨

廿日市市宮浜温泉一丁目８１３０番１３において施工する宮浜温泉３号源泉掘削工事の請負契約を締結しようとするものである。

２　請負契約の内容

(1)　工事内容　温泉掘削ボーリング

ロータリー式垂直掘削方式

掘削口径　１４２．９ミリメートルから

３１１．２ミリメートルまで

掘削深度　１，２００メートル

(2)　請負金額　２３１，０００，０００円

(3)　請 負 者　福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目３番１１号

ドリコ株式会社福岡支店

支店長　濵　﨑　満　雄

(4)　工　　期　議決の日の翌日から

令和５年１２月２０日まで

３　根拠法令

議案第７６号説明書に同じ。

位置図

工事名：宮浜温泉３号源泉掘削工事

宮浜温泉新源泉　ケーシングプログラム

100A　×　1,200m

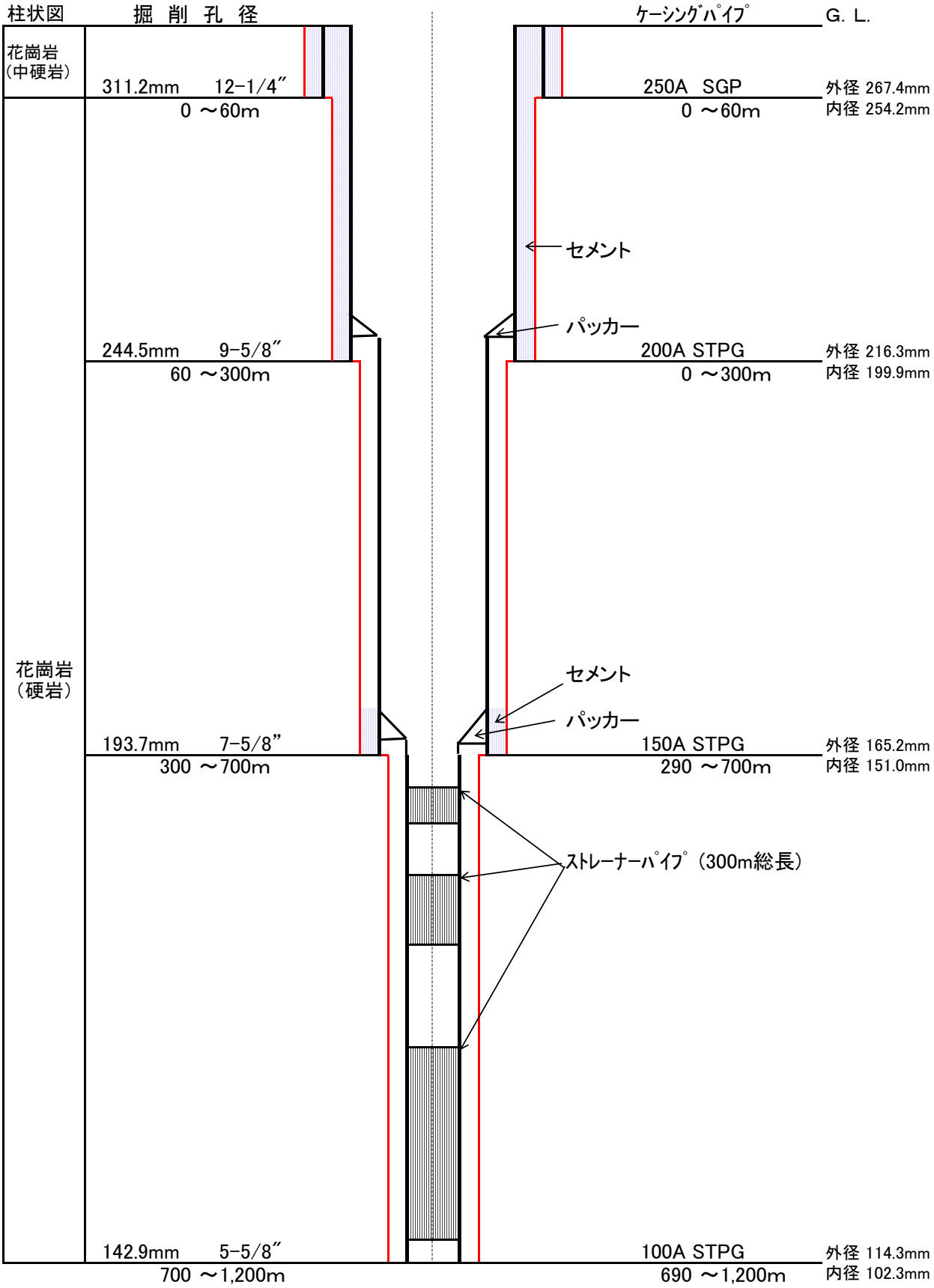

※地質柱状図は宮浜温泉2号泉の掘削時の状況および宮浜温泉地域新規掘削温泉源調査結果による

参　考　図

（議案第８０号）

広島県水道広域連合企業団の設立について

（水　　道　　局）

１　提案の要旨

広島県及び関係市町において水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に関する事務を広域にわたり処理するため、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）を設立することに伴い、規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議しようとするものである。

２　広域連合企業団設立に関する規約の内容

(1)　広域連合企業団の名称

広島県水道広域連合企業団

(2)　企業団を組織する地方公共団体

広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

(3)　企業団の処理する事務

次に掲げる事務を処理する。

ア　水道事業の経営に関する事務

イ　水道用水供給事業の経営に関する事務

ウ　工業用水道事業の経営に関する事務

(4)　企業団の議会の組織及び議員の選挙の方法

ア　企業団議員の定数は、１９人とする。

イ　企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長のうちから、構成団体の議会において次に定める人数を選挙する。

広島県　３人

東広島市、廿日市市　各２人

竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島

市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町　各１人

ウ　企業団の議会の議長及び副議長１人は、企業団議員のうちから、選挙により選出しなければならない。

(5)　企業団の執行機関

ア　企業長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長による選挙により選出し、副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。

イ　監査委員２人は、企業長が企業団議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者から選任する。

ウ　選挙管理委員４人は、構成団体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者のうちから、企業団議会の選挙により選出する。

(6)　企業団の財務

企業団の経費は、料金、企業債、交付金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもってこれに充て、構成団体が負担する負担金の額は、次に掲げる負担割合に基づいて算出し、企業団の予算において定める。

ア　竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町　当該構成団体を給水区域とする水道事業の経営に関する事務の経費に対し１０分の１０

イ　広島県　水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に関する事務の経費に対し１０分の１０

３　施行期日等

(1)　施行期日

総務大臣の許可のあった日（以下「施行日」という。）

(2)　経過措置

施行日から令和５年３月３１日までの間は、２の(3)に規定する事務は、準備行為とする。

(3)　承継

構成団体の水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の事務並びに資産、負債及び資本は、令和５年４月１日に企業団が承継する。

４　根拠法令

地方自治法

第２８４条

③　普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

第２９１条の１１　第２８４条第３項、第２９１条の３第１項及び第３項、前条第１項並びに第２９１条の１３において準用する第２８９条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（諮問第２号）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（人権・男女共同推進課）

１　提案の要旨

(1)　西本タツ子委員、原いち代委員、河野和夫委員及び下桶博美委員は、令和４年１２月３１日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2)　後任委員

河　野　和　夫（再任）

下　桶　博　美（再任）

倉　田　耕　三（新任）

小早川　雅　子（新任）

(3)　現在の委員は、次のとおりである。

西　本　タツ子

兒　玉　宣　明

原　　いち代

前　田　幸　子

新　居　克　己

青　木　敬　子

白　築　京　子

梅　本　光　子

西　田　弘　展

松　浦　伸　二

山　本　紀　枝

河　野　和　夫

下　桶　博　美

島　　雅　夫

中　田　禎　二

石　井　憲　幸

能　島　美　緒

2　根拠法令

人権擁護委員法

第６条

③　市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。